

# 命 令 書

申 立 人 日本中央競馬関西馬丁労働組合

被申立人 調教師 Y1

## 主 文

- 一 被申立人は、左記内容の文書をこの命令交付の日から七日以内に申立人に提出せよ。

### 記

昭和三十四年十二月一日、組合員 X1 より、その持馬であるガイドーネルを取上げた行為は、貴組合の団結権を侵害し、労働組合法第七条第三号に該当する不当労働行為であることを認め、今後かかる行為を繰返えさないことを誓約する。

右京都府地方労働委員会の命令により表明する。

昭和 年 月 日

調教師 Y1

日本中央競馬関西馬丁労働組合殿

- 二 申立組合のその余の救済申立はこれを棄却する。

## 理 由

### 第一 認定した事実

#### 一 当事者等

- (一) 申立組合日本中央競馬関西馬丁労働組合(以下組合という)は、京都競馬場、阪神競馬場、中京競馬場所属の馬丁をもつて結成され、約二百六十名の組合員よりなる組合である。

被申立人 Y1 は、日本中央競馬会京都競馬場に所属する調教師である。

- (二) 昭和三十四年二月までは各厩舎とも馬丁の給料はその持馬の頭数にかかわらず同じであつたが、同年三月度から組合の申入れにより持馬の頭数によって本人給に相当の差額を生ずることになった。

昭和三十五年四月十二日現在、被申立人厩舎に預託されていた馬は十頭で二頭持ちの馬丁が四人で一頭持ちの馬丁が一人騎手見習が一人であつた。

馬丁の作業としての飼料を与える時間は時期によつて多少異なるが普通には午前三時半、午前十一時、午後五時の三回でこのほか午後八時頃には水飼いをすることになっている。

- (三) 昭和三十四年十一月二十九日、組合はベースアップその他の要求のため午前六時より午後四時までの間、時限ストライキを行つた。当時被申立人に雇用されていた馬丁のうち、X1、X2、X3、X4ならびに騎手見習 X5 ら五名の組合員は右時限ストライキに参加した。
- (四) 本件審問終結当時、被申立人に雇用されている馬丁はすべて申立組合に加入していない。前記時限ストライキ当時加入していた五名の組合員のうち、X1、X2、X3 の三名は転厩し、X4、X5 の二名は組合を脱退した。

## 二 X1 の持馬取上げならびに休職について

- (一) 本件において救済を求めている X1 (以下 X1 という) は、昭和三十二年十月十一日、被申立人に馬丁として雇われ昭和三十五年一月十六日休職となり同年六月二十日退職した。X1 は昭和三十四年四月申立組合に加入した。同人の馬丁としての腕は比較的良好でその作業成績は被申立人厩舎における馬丁の中位であつた。
- (二) 前記ストライキ当時、X1 の持馬は、ガイターネルとヒエイザンの二頭であつた。
- (三) 右ストライキ当日の午後四時頃、ガイターネルの馬主である Y2 (以下 Y2 という) が被申立人厩舎を訪ずれたところ、同厩舎に X1 がいなかったため大変憤慨して被申立人や Y3 騎手に対し、「ストライキをやるなんてけしからん、これからはストライキに参加するような者には馬は持たせられない」という趣旨のことを述べた。しかし被申立人は「今の時代にはこれは労働者に与えられた権利であるからしょうがない」といつて Y2 をなだめた。ところがストライキが解除された後、馬に飼料を与える時間になつても X1 ら五名は被申立人厩舎に来なかつたので、被申立人は組合に加入していない他の馬丁や騎手を指図して X1 らの持馬に飼料を与えた。これを目撃していた Y2 は「ほかの厩舎ではストライキが終ると厩舎に出て働いているのにここでは一人も出ない」といつて怒つた。そこで被申立人は「体裁が悪いので来ないのですが、午後八時の水と投草をやる時間には来るでしょう」といつてなだめたところ Y2 は機嫌をなおしてその日は帰つていた。
- (四) X1 はストライキ解除後午後五時頃被申立人厩舎へ行つたところ、同人の持馬であるガイターネル、ヒエイザンの二頭とも他の馬丁が飼料を与えてしまつていたので、もうやる必要はないと思つて帰つた。なお同日午後八時の水

飼いのときはX2の妻から「水は他の人がやってくれた」ということをきいたので、X1は自分の持馬のところへ行かなかつた。

(五) 同月三十日、被申立人の不在中、Y2は被申立人方を訪ずれ女中に対し、「X1は昨夜八時の水と投草をやりに厩舎へきたか」ときいたので同人は、「昨日ストライキに参加した者は全部来なかつたそうです」と答えたところY2は、自分の名刺に「ガイターネルの馬丁が今回のストに参加したのはやむをえないが飼付をしなかつた由、これは生物を持つ馬主としては絶対容赦できないことであるから一刻も早く真面目な馬丁に持替えさせてくれ、もし貴殿がそれを行ななければ他の厩舎へ移すか売却するかいずれかの方法をとるから善処の上、至急返事をお知らせ下さい」と記載してこれを女中に託した。

(六) 被申立人は前記の名刺をみてY2を訪ずれ、「X1にはよくいつてきかせるし、またガイターネルはX1が持ちなれている馬だから同人に持たす方が一番よいのでそのまま持たしてやってくれ」と頼んだ。しかるにY2は自分のいうとおりにしなければガイターネルはほかの厩舎に持つて行くか売るかしなければならぬといつて被申立人の依頼を受け入れなかつたので、結局、被申立人はガイターネルをストライキに参加しなかつた馬丁ならよいというY2の条件を受け入れ、同年十二月一日ガイターネルをX1から取上げ、当時、一頭持ちであつたX6馬丁に持替えさせた。

(七) 昭和三十五年一月十二、三日頃ヒエイザンも他に売却されたのでX1の持馬はなくなり、同月十六日休職を命ぜられた。同人は休職中調教師、騎手、調教助手および馬丁を対象とする共済団体である財団法人競馬共助会(以下共助会という)から所定の休務手当の支給を受けていたが、昭和三十五年六月二十日、京都競馬場所所属のY4調教師に馬丁として雇用されたので同日付で、日本中央競馬会理事長宛に退職届を提出し、被申立人厩舎を退職した。

なお同人は、右退職に際してなんらの留保も付せなかつた。

### 三 X2の持馬取上げならびに休職について

(一) 本件において救済を求めているX2(以下X2という)は、昭和三十四年一月被申立人に馬丁として雇われ、昭和三十五年一月一日休職となり同年五月十三日退職した。X2は昭和三十四年三月申立組合に加入した。

(二) X2が休職になるまでの持馬はつぎのとおりである。

(1) 昭和三十四年一月、X2が被申立人に雇用された当初、同人の持馬はヒエイザン一頭であつた。同年三月コロネットをも受持つようになり二頭持ちとなつた。ところが右二頭とも同月限りで他の馬丁の持馬となり、同年四月からチエハター頭持ちとなつたが同月二十八日、アラブ抽せん馬である

オオミドリを受持ち再び二頭持ちとなり、同年八月末まで二頭持ちを続けた。

- (2) しかるところ同年八月末、オオミドリは X7 馬丁に廻され X2 は同年九月より一頭持ちとなつた。
- (三) X2 は馬丁としての経験も浅く、かつ被申立人厩舎における勤務成績は概して良好ではなかつた。例えば昭和三十四年六月頃、X2 は持馬の爪を洗わなかつたり、馬糞や前日の寝わらを捨てず、その上にわらをまいたため被申立人より注意をうけ、また同月末 X2 が給料を受取るさい「今度あのようなことを繰返えすと解雇するがよいか」と注意されたことがある。
- (四) 同年八月被申立人は北海道の出張から帰つたさい、X2 が相変らず持馬の爪を洗わなかつたり、馬糞のとりつけや寝わらの入替えを行なつていないことを発見した。そこで被申立人は X2 の持馬二頭のうちオオミドリは三才馬で同年九月から本式の調教にかかることになつていたので、同人の勤務振りからすれば二頭持ちを続けることは無理であると考え同月オオミドリを取上げた。
- (五) X2 の持馬として残つたチエハタは以前から足が少しはれてはいたが、昭和三十四年十一月二十八日行われた障害レースに出場して足の裏にひどい怪我をした。その怪我をなおすには約一年位かかる見込みであつたので馬主は同年十二月二十四、五日頃チエハタを売却した。その結果 X2 の持馬はなくなり同人は昭和三十五年一月一日休職を命ぜられた。

X2 は休職中共助会から所定の休務手当を受けたが、昭和三十五年五月十三日、中京競馬場所所属の Y5 調教師に馬丁として雇用されたので、同日付をもつて正式に被申立人厩舎を退職した。

なお同人は、右退職に際してなんらの留保も付せなかつた。

#### 四 Y3 の言動について

- (一) Y3(以下 Y3 という)は、被申立人に雇用されている騎手である。なお被申立人に雇用されている騎手は Y3 とその弟の Y6 の二人である。Y3 は騎手としての立場から飼料のやり方や馬の運動などにつき馬丁に注文していたが、それは被申立人に代つてなしたものではない。
- (二) 昭和三十四年十一月三十日(時限ストライキの翌日)午後八時頃、X1 はガイターネルの翌日の飼料のことについて Y3 のところへ相談にいつたところ、同人は X1 に対して、「労働組合に入っている間は二頭持ちはやらさない。ガイターネルの馬主もお前には馬は持たされないといつている。だからお前は明日からはヒエイザン一頭持ちでやれ」と述べた。
- (三) 昭和三十四年十二月下旬の夜(チエハタが他に売却された翌日)で新しい馬

が入ってきた日) Y3 は自宅へ X2 を呼び同人に対して、「組合をやめるのであれば新しく入った馬を持たすが、組合をやめないのであれば持たさない」と述べた。翌日、X2 は被申立人に昨夜 Y3 が X2 に述べたことをつげ、かつ同人は組合をやめることはできない旨述べたところ、被申立人はただ「そういうことは知らない」と答えた。

- (四) 同月二十七日 X2 は、京都府淀町に居住する Z1 某の媒約により結婚式をあげ同夜 Z1 の家で結婚披露宴を行った。Y3 は右披露宴には同人と X2 の母親とがいとこに当る関係上親戚として出席した。宴会が始まつて間もなく Y3 は X2 に対して、「組合に入っておるなら夫婦二人ともひぼしになつても馬は持たさない。もし持たしたとしても競馬には使えない馬しか持たさない。いつまでも組合に入っておるのであれば江戸の仇は長崎で討つということを覚えておけ」という主旨のことを述べた。

## 第二 判 断

以上認定した事実につき、組合は被申立人が、(一)昭和三十五年一月一日 X2 に対してなした休職処分ならびに同年同月十六日 X1 に対してなした休職処分は、いずれも休職期間の満了により当然退職せしめる意図のもとになされたもので、当初から復職させる意思のない実質的解雇で、かつ労働組合法第七条第一号に該当する不当労働行為であり、(二)(1)昭和三十四年九月 X2 からその持馬二頭のうちオオミドリを取上げ、一頭持ちにさせたこと、(2)同年十二月三十日 X1 からその持馬ガイターネルを取上げ、非組合員に持替えさせたこと、(3)被申立人の利益代表者である Y3 を通じて、X1 および X2 に対して組合脱退を勧めたことなどは、すべて労働組合法第七条第三号に該当する組合の運営に対する支配介入であると主張する。

これに対し被申立人は、前記、(一)の点については、X2、X1 の両名を解雇したこともなく、解雇する意志もなかつたのに右両名が自発退職した旨、(二)(1)については、X2 の勤務成績が著しく悪かつたのであるが、昭和三十四年六月十六日同人に対し、従来持馬のほかは一頭を追加して二頭持ちにさせたのは、その追加馬が当時三才馬で、未だ競走に使わず休養期間中で手数のかからない馬であつたからであり、同人の能力および勤務状態からみて、競走に使う現役馬を二頭持たせたのでは、そのいずれも競走馬としての十分な能力を発揮せしめることの不可能なことが明らかであつたため、同年八月末に同人も得心の上で一頭持ちにしたものであり、(二)(2)については、X1 がスト解除後馬に飼料を与えなかつたことにつき、馬主の不満をかつたので、馬主に X1 の平常の勤務成績の良いことを説明し、今回一回だけ容赦してもらおうよう頼んだが、結局被申立人が馬主の意向

を容れない場合は、馬主がその馬を他の厩舎へ預託替えするか、もしくは売却するか、いずれかの方法をとるといふ被申立人自身にとつても不利益な破目に立たされたため、X1 に対しても、馬主の意向をよく伝えて本人も得心の上で、ガイターネルを他の馬丁に持替えさせたのであつて、ただ単に、X1 がストライキに参加したという理由で行つたものでもなく、また組合員に対する不利益処遇として行つたものでもない。(二)(3)については、被申立人は、Y3 を自己の代理または代行者としたことはなく、同人が、X1、X2 らに対しなしたといわれる組合に関する言動については、被申立人自身、全然関知しないところであり、以上いずれの点についても、被申立人としては、組合に対する支配介入の責を負うべき筋合ひではない旨抗弁するので、以下この点につき判断する。

#### 一、X2、X1 の休職について

X2 および X1 が休職を命ぜられた事情は、前記認定のとおりであるところ、右兩名とも、休職後共助会から所定の休務手当を異議なく受領していること、その後、X2 は、昭和三十五年五月十三日中京競馬場所属の Y5 調教師に馬丁として雇用せられ、同日被申立人厩舎を退職する旨、被申立人と連署の上、日本中央競馬会理事長宛に退職届を提出している事実、X1 は、同年六月二十日京都競馬場所属の Y4 調教師に馬丁として雇用せられ、同日被申立人厩舎を退職する旨、被申立人と連署の上、日本中央競馬会理事長宛に退職届を提出している事実ならびに右兩名は、なんらの留保もなく被申立人厩舎を退職している事実を考えれば結局、右兩名の退職は、自己の自由意思に基づきなされたものであることが明らかである。

以上の次第であるから、既に自発退職した X2、X1 兩名についての労働組合法第七条第一号の救済申立は、認容することができない。

#### 二、支配介入について

##### (一) X1 の持馬取上げについて

1、X1 がその持馬ガイターネルを取上げられた事情は、前記認定のとおりであるところ、一般的にいつてストライキの終了は、即時正常勤務への復帰を意味するものではあるが、事情によつては、かかる復帰が多少の遅延をみることは避けがたい場合もあり、労使慣行のきわめて未熟な職場においては好ましからざることとはいえ、しばしばありうるところである。ことに X1 は、スト当日その解除後の飼料などにつき、全然労務を放擲していたとは認めがたく、飼料、水飼いのため、担当厩舎に就労しようとしたことが認め得ることは、前記認定のとおりで、かつ同人の持馬に何らかの明確なる支障をきたしたことの認められない本件においては、スト解除直後のこ

の程度の不就労に対し、その持馬を取上げるほどの重大なる措置をもって望むことは、甚だしく酷であつて、被申立人自身もそこまでの意図を有しなかつたことは、前記認定により明らかであるところ、馬主たる Y2 が被申立人に対し、(1) 当日 X1 のストライキ参加を非難し、かつ今後ストライキに参加する者には馬を持たせないと言明し、(2) ガイターネルの馬丁として、ストライキに参加しない者を強く要望している等の事実を総合すれば、Y2 が X1 からガイターネルを取上げようとした真の理由は、スト直後の X1 の不就労にあつたのではなく、同人が、ストライキに参加したがためであるとするのが相当である。(3) 右のような事由で、組合員である馬丁から馬を取上げることを正当視するならば、組合は遂に壊滅に導かれることが当然予想せられることであり、被申立人もこのことを予想できた本件において、たとえ馬主の希望にそわんとしたものであつても、被申立人が、前記のごとき馬主の意を体して、X1 よりガイターネルを取上げたことは、馬主の意図に籍口して、正当なる組合活動に対する報復をしたものと認められる。

2、しかも被申立人が、X1 の持馬を引上げた以後、当時被申立人に雇用せられていた五名の組合員のうち二名は組合を脱退し、X1 を含め三名が転厩した、その結果、一名の組合員もいない事実を総合すれば、被申立人が X1 の持馬を取上げた行為は、被申立人厩舎における組合員壊滅の因をなし、ひいては組合の運営に影響をおよぼしたことは明らかであるから、被申立人の右行為は、労働組合法第七条第三号に該当する支配介入であると断ぜざるを得ない。

組合は、誓約書掲示を請求しているが、右のごとき介入に対しては、主文掲記の文書を組合に提出することで充分と認める。

(二) X2 の持馬取上げについて

X2 がその持馬オオミドリを取上げられた事情は、前記認定のとおりで、この点につき被申立人が、組合に対する支配介入の意思にもとづいて、右オオミドリを X2 から取上げたものと認めるにたるなんらの証拠も存在しない。

従つて、この点についての救済申立は認容することができない。

(三) Y3 の言動について

Y3 の X1、X2 両名に対する言動は、前記認定のとおりであるところ、同人は被申立人に代つて、馬丁を指揮監督する権限もなく、被申立人の利益代表者とみることが困難である。

さらに前記認定のごとき、X1 や X2 に対する言動の中には、はなはだしく常軌を逸するものがあり、あるいは被申立人の意をうけたのではないかと疑わ

しむる点もないではないが、本件記録を通じて、これを証拠づけるものなく、結局、Y3 個人の考えから述べたものとみるほかないので、これを被申立人に帰責せしめるわけには行かない。

従つて、本件 Y3 騎手の言動をもつて、労働組合法第七条第三号に該当する不当労働行為であるとし、陳謝文の掲示を求める組合の申立は認めるに由ない。

以上認定した事実ならびに判断にもとづき、当委員会は、労働組合法第二十七条および中央労働委員会規則第四十三条により主文のとおり命令する。

昭和三十五年十一月十八日

京都府地方労働委員会

会長 小 田 美 奇 穂 ⑩